

大阪府議会議員選挙

さあ投票、
選挙の主役はあなたです。



■ 投票できる人 ■

市内の投票所で投票できる人は、満20歳以上（平成7年4月13日までに生まれた人）の日本国民で、平成27年1月2日までに羽曳野市の住民基本台帳に記載され、引き続き居住されている人です。

■ 投票所入場整理券をお持ちください ■

投票所入場整理券は、世帯ごとに4月3日までに各家庭に郵送します。紛失しないようにして、投票所へ持参してください。何らかの事情で届かなかった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の係員に申し出てください。

なお、投票所入場整理券の表面に誕生日を事前にご記入の上、投票所に持参してください。

■ 本人確認にご協力をお願いします ■

有権者の皆さんの大切な選挙権を確実にご本人に行使していただくために、投票所では次のいずれかの方法で本人確認をさせていただきます。

- ①投票所入場整理券の「誕生日記入欄」に誕生日を記入していただく。
- ②誕生日（○月○日）を口頭で答えていただく。
- ③運転免許証や健康保険証などご本人と確認できるものをお見せいただく。

投票区		投票所	
頁	番	性別	投票用紙交付欄
		府議	

投票日に投票される場合は、本人確認のため以下の欄に誕生日をご記入ください。
誕生日

月	日
---	---

裏面を必ずご覧ください。

投票所にお越しの際は、事前にご記入の上持参ください。

- 期日前投票 -

4月4日(土)～11日(土) 8:30～20:00

- 市役所本庁 1階ロビー
- 総合スポーツセンター 1階幼児室 (はびきのコロセラム)

□ 期日前投票ができる人 □

投票日当日、仕事やレジャー、病気やケガ、妊娠などの理由で投票所に行くことができないと見込まれる方は、あらかじめ期日前投票所で投票することができます。

□ 期日前投票の手続き □

選挙人ご本人が、投票所入場整理券を持って期日前投票所までお越しください。期日前投票所に備え付けます「期日前投票宣誓書」に記入して提出すれば投票していただけます。なお、事前に自宅等で期日前投票宣誓書の記入ができるように、投票所入場整理券の裏面に期日前投票宣誓書を印刷しています。ぜひご利用ください。

投票日時は 4月12日(日) 7:00 ~ 20:00

開票日時:4月12日(日) 21:00から 開票場所:羽曳野市立市民体育館 (羽曳野市西浦 1047番地)

◎選挙公報は各家庭に配布

候補者の氏名、経歴、政見などを掲載した選挙公報は、4月11日(土)までに各家庭に配布する予定です。お手元に届かない場合は、市選挙管理委員会までご連絡ください。なお、選挙公報は、羽曳野市内の主な公共施設にも備え付けますのでご利用ください。

また、点字版および朗読テープによる「選挙のお知らせ」も用意しています。

◎候補者のポスターは公営掲示場に

各候補者のポスターは、選挙管理委員会が設置したポスター掲示場250カ所に貼られます。(それ以外の屋外掲示は違法になります。)選挙期間中は、掲示しているポスターにいたずらしたり、破損したりすると処罰されます。

◎郵便等による不在者投票の投票用紙等の交付請求手続

郵便による不在者投票用紙の請求期限は4月8日(木)までです。郵便等投票証明書をお持ちの方で、不在者投票用紙の請求をされていない方はお急ぎください。

※郵便等投票証明書をお持ちでない方は、選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に対して「郵便等投票証明書」の交付申請を行い、あらかじめ交付を受けてください。証明書の交付には一定の要件がありますので、詳しくは選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

◎指定施設での不在者投票

指定施設の病院などに入っている人の場合は、投票したい旨をその病院長(施設長)に申し出ると、その病院(施設)で不在者投票をすることができます。詳しくは病院(施設)にお問い合わせください。

【問合せ】

羽曳野市選挙管理委員会 羽曳野市誉田 4-1-1
☎ 958-1111 (内線 4610・4620)

◆大阪府議会議員選挙における住所移転者の選挙権の行使について

届出の別		届出の日	投票場所・投票の可否		
			新住所地で投票できる	前住所地で投票できる	投票できない
転入届をされた方	他府県からの転入	今年1月2日以前	○		
		今年1月3日以後			○
	大阪府内からの転入	今年1月2日以前	○		
		今年1月3日以後		◆	
転出届をされた方	他府県への転出	全期間			○
	大阪府内への転出	今年1月2日以前に新住所地で転入届	○		
		今年1月3日以後に新住所地で転入届		◆	
転居届をされた方(同一市区町村内)		住所地市区町村の選挙管理委員会に投票所をご確認のうえ該当の投票所へお出かけください。			

※最近、住所を異動された場合、投票場所などが変わることがあります。上表でご確認ください。

※◆印での投票は、市区町村長が発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」が必要。

※平成27年1月3日以後、大阪府内の市町村間で住所を異動された方は、前住所地で投票を行うことができますが、そのためには前住所地の選挙人名簿に登録されていることが必要です。

※前住所地で投票する際には、市区町村で発行する「引き続き大阪府内に住所を有する旨の証明書」を提示しなければ投票できません。従って、投票日までに最寄りの市(区)役所または町村役場の住民票を担当する窓口で証明書の交付を受けておいてください。

(ただし、最近2回以上住所を異動された方は、取扱いの異なる場合があります。)